

京都市告示第207号

京都市自転車等放置防止条例第3条第2項及び第3項の規定に基づき、自転車等撤去強化区域を指定したので、同条第4項により次のように告示し、区域図を建設局自転車政策推進室において縦覧に供します。

平成27年6月9日

京都市長 門川大作

区域の名称	区域	区域となる日
北大路自転車等撤去強化区域	北区 小山花ノ木町，小山下花ノ木町の各全部並びに小山北上総町，小山西上総町，小山東大野町，小山上花ノ木町，小山板倉町，小山上板倉町，小山下板倉町，小山上内河原町，小山下内河原町，小山東花池町，出雲路松ノ下町の各一部の区域に存する公共の場所	平成27年7月1日
出町柳自転車等撤去強化区域	左京区 下鴨宮河町の一部の区域に存する公共の場所	平成27年7月1日
桂自転車等撤去強化区域	西京区 桂巽町，桂南巽町，川島有栖川町，川島寺田町，川島尻堀町，桂坤町，桂千代原町の各一部の区域に存する公共の場所	平成27年7月1日
丹波橋自転車等撤去強化区域	伏見区 桃山筒井伊賀東町，桃山筒井伊賀西町の各一部の区域に存する公共の場所	平成27年7月1日

区域の名称	区域	区域となる日
J R 藤森自転車等撤去強化区域	伏見区 深草大亀谷東寺町，深草大亀谷大山町， 深草大亀谷八島町，深草大亀谷西寺町の 各一部の区域に存する公共の場所	平成27年7月1日
国際会館自転車等撤去強化区域	左京区 岩倉大鷲町，岩倉中大鷲町，岩倉南大鷲 町の各一部の区域に存する公共の場所	平成27年7月1日
蹴上自転車等撤去強化区域	左京区 南禅寺福地町の一部の区域に存する公共 の場所 東山区 東小物座町の一部の区域に存する公共の 場所	平成27年7月1日
松ヶ崎自転車等撤去強化区域	左京区 松ヶ崎壱町田町 の一部の区域に存する公共の場所	平成27年7月1日
元田中自転車等撤去強化区域	左京区 田中里ノ内町，田中大久保町，田中西春 菜町の各一部の区域に存する公共の場所	平成27年7月1日
松尾大社自転車等撤去強化区域	西京区 嵐山朝月町，嵐山宮ノ前町の各一部の区 域に存する公共の場所	平成27年7月1日
J R 二条駅東口交通 広場自転車等撤去強化区域	中京区 西ノ京梅尾町 の区域に存する西日本旅客鉄道株式会 社の所有地の一部	平成27年7月1日

区域の名称	区域	区域となる日
京阪三条駅自転車等 撤去強化区域	東山区 大橋町，五軒町，新五軒町，大黒町 の区域に存する京阪電気鉄道株式会社の 所有地の一部（三条北ビル，三条南ビル 1階の自由通路含む）	平成27年7月1日
京阪六地藏駅前広場 自転車等撤去強化区 域	伏見区 桃山町の区域に存する京阪電気鉄道株式 会社の所有地の一部	平成27年7月1日
阪急大宮駅自転車等 撤去強化区域	中京区 錦大宮町，立中町の区域に存する阪急電 鉄株式会社の所有地の一部（大宮阪急ビ ル1階の自由通路含む）	平成27年7月1日
阪急西院駅自転車等 撤去強化区域	右京区 西院高山寺町の区域に存する阪急電鉄株 式会社の所有地の一部	平成27年7月1日
阪急桂駅東口自転車 等撤去強化区域	西京区 桂野里町，川島北裏町の区域に存する阪 急電鉄株式会社の所有地の一部（ミュー 阪急桂イースト1階の自由通路含む）	平成27年7月1日
阪急嵐山駅自転車等 撤去強化区域	西京区 嵐山西一川町，嵐山東一川町，嵐山茶尻 町の区域に存する阪急電鉄株式会社の所 有地の一部	平成27年7月1日

(建設局自転車政策推進室)